〔民主党〕の部民主党京都府第1区総支部のうち7中

「　経常経費　7,281,388」を

「　経常経費　8,081,406」に、

「　事務所費　3,349,249
　政治活動費　2,439,844」を

「　事務所費　4,149,267
　政治活動費　1,639,826」に、

「　機関紙誌の発行その他の事業費　1,377,113」を

「　機関紙誌の発行その他の事業費　577,095」に改め、

「　機関紙誌の発行事業費　800,018」を削り、

〔民主党〕の部民主党京都府第1区総支部のうち8中

「　電気・ＬＡＮ配線工事　61,740　㈱田中電器　〃　」の次に、

「　発送代　210,840　㈱ウイングスマルコー　〃
　〃　150,729　㈱デリバリーサービス　〃　を加え、
　〃　102,558　〃　〃
　〃　223,478　〃　〃　」

「　一件五万円未満の計　583,509
　合　計　3,349,249」を「　一件五万円未満の計　695,922
　合　計　4,149,267」に改め、

「　（機関紙誌の発行事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
発送代	210,840	㈱ウイングスマルコー	京都市
〃	150,729	㈱デリバリーサービス	〃
〃	102,558	〃	〃
〃	223,478	〃	〃
一件五万円未満の計	112,413		
合計	800,018		

」を削る。

〔民主党〕の部民主党鹿児島県第5区総支部のうち7中

「　機関紙誌の発行事業費　511,350」を削り、

「　宣伝事業費　451,500」を

「　宣伝事業費　962,850」に改め、

〔民主党〕の部民主党鹿児島県第5区総支部のうち8中

「　（機関紙誌の発行事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
機関紙誌の印刷代	511,350	ＡＤ－ＰＬＡＮ	鹿児島市
合計	511,350		

」を削り、

「　ポスター印刷　451,500　ＡＤ－ＰＬＡＮ　鹿児島市」の次に、

「　印刷代　511,350　〃　〃　」を加え、

「　合　計　451,500　」を

「　合　計　962,850　」に改める。

〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,210,046,959
人件費	2,352,495,343
光熱水費	83,936,087
備品・消耗品費	478,905,356
事務所費	1,294,710,173
政治活動費	2,190,208,196
組織活動費	380,739,654
選挙関係費	571,635,369
機関紙誌の発行その他の事業費	1,184,075,044
機関紙誌の発行事業費	385,614,203
宣伝事業費	794,662,275
その他の事業費	3,798,566
調査研究費	53,758,129
合　計	6,400,255,155

〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	7,534,350,000
経常経費	5,418,148,716
人件費	3,091,711,463
光熱水費	101,380,790
備品・消耗品費	549,429,533
事務所費	1,675,626,930
政治活動費	8,552,921,439
組織活動費	901,535,309
選挙関係費	1,975,509,544
機関紙誌の発行その他の事業費	5,383,791,264
機関紙誌の発行事業費	503,478,445
宣伝事業費	4,876,514,253
その他の事業費	3,798,566
調査研究費	292,085,322
合　計	21,505,420,155

○総務省告示第二百六十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同法第五条第四項及び同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年七月十日

総務大臣　川端　達夫